

府政科技第 655 号  
2 文科科 第 153 号  
20200706 産局第 1 号  
令和 2 年 7 月 28 日

各府省等官房長等  
各都道府県知事 殿

内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）  
（ 公 印 省 略 ）

文部科学省科学技術・学術政策局長  
（ 公 印 省 略 ）

経済産業省産業技術環境局長  
（ 公 印 省 略 ）

## 科学技術基本法等の一部を改正する法律の公布について（通知）

第 201 回国会において成立した「科学技術基本法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 63 号）」（以下「改正法」という。）が本年 6 月 24 日に公布されました。

これは、AI や IoT など科学技術・イノベーションの急速な進展により、人間や社会の在り方と科学技術・イノベーションとの関係が密接不可分となっている現状を踏まえ、人文科学を含む科学技術の振興とイノベーション創出の振興を一体的に図っていくための改正を行うものです。

改正法の概要及び留意事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、本法の趣旨を踏まえた取組に努めていただきますようお願いいたします。

各府省等におかれては、所管の研究開発法人・大学等の関係機関等に対して、このことを周知願います。

なお、改正法に関しては、衆議院科学技術・イノベーション推進特別委員会及び参議院内閣委員会において附帯決議が付されておりますので、関係施策の推進にあたっては、留意願います。

## 記

### 第一 改正法の概要

#### 一 科学技術基本法の一部改正

##### 1 題名（題名関係）

法律の題名を「科学技術・イノベーション基本法」とすること。

## 2 目的規定の改正（第1条関係）

「科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）」を「科学技術・イノベーション創出」とすること。

なお、これは、「科学技術の振興」と「イノベーションの創出の振興」を本法における並列的な目的として位置付けるものであること。

## 3 定義規定の新設（新第2条関係）

(1) 「イノベーションの創出」とは、科学的な発見又は発明、新商品又は新役務の開発その他の創造的活動を通じて新たな価値を生み出し、これを普及することにより、経済社会の大きな変化を創出することをいうものとする。

なお、本定義は、改正法による改正前の科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律上の定義を見直したものである。

(参考) 見直し前の科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律上の定義

この法律において「イノベーションの創出」とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、新たな経営管理方法の導入等を通じて新たな価値を生み出し、経済社会の大きな変化を創出することをいう。

(2) 「科学技術・イノベーション創出の振興」とは、科学技術の振興及び研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の振興をいうものとする。

(3) 「研究者等」とは、研究者及び技術者（研究開発の補助を行う人材を含む。）並びに研究開発又はその成果の普及若しくは実用化に係る運営及び管理に係る業務（専門的な知識及び能力を必要とするものに限る。）に従事する者をいうものとする。

なお、「研究開発又はその成果の普及若しくは実用化に係る運営及び管理に係る業務（専門的な知識及び能力を必要とするものに限る。）に従事する者」は、いわゆるリサーチ・アドミニストレーターを意味するものであること。

(4) その他所要の定義規定を整備すること。

## 4 科学技術・イノベーション創出の振興に関する方針（新第3条関係）

(1) 「科学技術の振興に関する方針」を「科学技術・イノベーション創出の振興に関する方針」（以下「振興方針」という。）とすること。

(2) 科学技術・イノベーション創出の振興は、研究者等及び研究開発の成果を活用した新たな事業の創出を行う人材の創造性が十分に発揮されることを旨として行われなければならない旨を加えること。

(3) 科学技術・イノベーション創出の振興に当たっては、①広範な分野における各分野の特性を踏まえた均衡のとれた研究開発能力の涵養、②学際的又は総合的な研究開発の推進、③学術研究及び学術研究以外の研究の均衡のとれた推進並びに④国の試験研究機関、研究開発法人、大学等、民間事業者その他

の関係者の国内外にわたる有機的な連携について配慮されなければならない旨を加えること。

(参考) 「学術研究」について定義規定は設けていないが、例えば、文部科学省の科学技術・学術審議会の建議においては「個々の研究者の内在的動機に基づき、自己責任の下で進められ、真理の探究や課題解決とともに新しい課題の発見が重視される学術研究」とされている。

出典：「東日本大震災を踏まえた今後の科学技術・学術政策の在り方について(建議)」(平成25年1月 文部科学省 科学技術・学術審議会)

- (4) 科学技術の振興は、科学技術がイノベーションの創出に寄与するという意義のみならず学術的価値の創出に寄与するという意義その他の多様な意義を持つことに留意するとともに、研究開発において公正性を確保する必要があることに留意して行われなければならない旨を加えること。
- (5) イノベーションの創出の振興は、科学技術の振興によってもたらされる研究開発の成果がイノベーションの創出に最大限つながるよう、科学技術の振興との有機的な連携を図りつつ、行われなければならない旨を加えること。
- (6) 科学技術・イノベーション創出の振興は、全ての国民が科学技術及びイノベーションの創出の恵沢をあまねく享受できる社会が実現されることを旨として、行われなければならない旨を加えること。
- (7) 科学技術・イノベーション創出の振興に当たっては、あらゆる分野の科学技術に関する知見を総合的に活用して、次に掲げる課題その他の社会の諸課題への的確な対応が図られるよう留意されなければならない旨を加えること。  
なお、次に掲げる課題は、あくまでも例示であることに留意されたい。  
イ 少子高齢化、人口の減少、国境を越えた社会経済活動の進展への対応その他の我が国が直面する課題  
ロ 食料問題、エネルギーの利用の制約、地球温暖化問題その他の人類共通の課題  
ハ 科学技術の活用により生ずる社会経済構造の変化に伴う雇用その他の分野における新たな課題

## 5 責務規定の追加(新第6条及び第7条関係)

- (1) 研究開発法人及び大学等は、その活動が科学技術の水準の向上及びイノベーションの創出の促進に資するものであることに鑑み、振興方針にのっとり、科学技術の進展及び社会の要請に的確に対応しつつ、人材の育成並びに研究開発及びその成果の普及に自主的かつ計画的に努めるものとする旨を加えること。
- (2) 研究開発法人及び大学等は、その活動において研究者等及び研究開発に係る支援を行う人材の果たす役割の重要性に鑑み、これらの者の職務及び職場環境がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、これらの者の適切な処遇の確保及び研究施設等の整備に努めるものとする旨を加えること。
- (3) 民間事業者は、振興方針にのっとり、その事業活動に関し、研究開発法人及び大学等と積極的に連携し、研究開発及びその成果の実用化によるイノベーションの創出に努めるものとする旨を加えること。

(4) 民間事業者は、研究開発及びその成果の実用化によるイノベーションの創出において研究者等及び研究開発の成果を活用した新たな事業の創出を行う人材の果たす役割の重要性に鑑み、これらの者の活用に努めるとともに、これらの者の職務がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、これらの者の適切な処遇の確保に努めるものとする旨を加えること。

## 6 科学技術・イノベーション基本計画（新第12条関係）

(1) 「科学技術基本計画」を「科学技術・イノベーション基本計画」とすること。

(2) 科学技術・イノベーション基本計画に定めるべき事項として、

①研究者等及び研究開発の成果を活用した新たな事業の創出を行う人材等の確保、養成及び資質の向上並びにその適切な処遇の確保に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策、

②研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出の促進を図るための環境の整備に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策を加えること。

## 7 その他所要の改正を行うこと。

## 二 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の一部改正等

### 1 定義（第2条関係）

(1) 「科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）」を「科学技術」とすること。

(2) この法律において「イノベーションの創出」とは、科学技術・イノベーション基本法第2条第1項に規定するイノベーションの創出をいうものとする。

(3) この法律において「科学技術・イノベーション創出の活性化」とは、科学技術の活性化及び研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の活性化をいうものとする。

(4) この法律において「中小企業者」とは、資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種に属する事業を主たる事業として営むもの等をいうものとする。

(5) この法律において「国等」とは、国及び独立行政法人その他特別の法律によって設立された法人であつて新技術に関する研究開発のための補助金、委託費その他相当の反対給付を受けない給付金（以下「新技術補助金等」という。）を交付するものとして政令で定めるものをいうものとする。

(6) この法律において「指定補助金等」とは、内閣総理大臣、経済産業大臣及び各省各庁の長、国等である独立行政法人の主務大臣及び国等である特別の法律によって設立された法人の主務大臣が、第34条の11第1項の指針における同条第2項第1号に掲げる事項に照らして適切であるものとして指定する新技術補助金等をいうものとする。

### 2 研究開発法人による出資等の業務（第34条の6第1項第3号、別表第3及び個別法関係）

研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を図るため、個別法の定めるところにより、第 34 条の 6 第 1 項各号に掲げる者に対する出資並びに人的及び技術的援助の業務を行うことができる研究開発法人として別表第 3 に掲げるものに 5 つの法人（※ 1）を追加するとともに、これらの法人の個別法について所要の改正を行うこと。また、あわせて同項第 3 号に掲げる者が次に掲げる活動を実施できることを明記すること（※ 2）。

イ その研究開発法人の研究開発の成果の民間事業者への移転

ロ その研究開発法人が民間事業者その他の者と共同して又はその委託を受けて行う研究開発等についての企画及びあっせん

ハ その研究開発法人の研究開発の成果を活用しようとする民間事業者その他の者と共同して又はその委託を受けて行う当該研究開発の成果を実用化するために必要な研究開発

※ 1 （国研）防災科学技術研究所、（国研）宇宙航空研究開発機構、（国研）海洋研究開発機構、（国研）日本原子力研究開発機構、（国研）国立環境研究所

※ 2 現行法には、イ、ロに関する活動は規定されているが、ハに関する活動は明示されていなかったため、今回の改正により、それが可能であることを明確化するもの。

### 3 特定新技術補助金等の支出の目標等に関する方針等（第 34 条の 8 から第 34 条の 10 まで関係）

(1) 国は、中小企業者の革新的な研究開発の促進を図るため、毎年度、新技術補助金等のうち国等が中小企業者及び事業を営んでいない個人（以下単に「個人」という。）に対して支出の機会の増大を図るべきもの（以下「特定新技術補助金等」という。）の交付に関し、国等の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、特定新技術補助金等の内容及び支出の目標その他当該目標を達成するために必要な措置に関する方針を定めるものとする。

(2) 内閣総理大臣は、あらかじめ各省各庁の長等と協議して（1）の方針の案を作成し、閣議の決定を求め、その決定があったときは、遅滞なく、（1）の方針を公表しなければならないものとし、（1）の方針の変更の場合も準用するものとする。

(3) 国等は、特定新技術補助金等を交付するに当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、（1）の方針に定められた目標を達成するよう努めなければならないものとする。

(4) 各省各庁の長等は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後、特定新技術補助金等の中小企業者及び個人への支出の実績の概要を内閣総理大臣に通知するものとするとともに、内閣総理大臣は、その実績の概要の要旨を遅滞なく公表しなければならないものとする。

(5) 内閣総理大臣、経済産業大臣及び中小企業者の行う事業の主務大臣は、当該事業を行う者を相手方とする特定新技術補助金等の交付に関し、各省各庁の長等に対し、中小企業者及び個人への支出の機会の増大を図るため特に必要があると認められる措置をとるべきことを要請することができるものとする。

#### 4 指定補助金等の交付等に関する指針等（第 34 条の 11 から第 34 条の 14 まで関係）

(1) 国は、革新的な研究開発を行う中小企業者による科学技術・イノベーション創出の活性化を通じて我が国の国際競争力の強化その他の我が国における政策課題の解決を図るため、指定補助金等の交付その他の支援に関する指針を定めるものとする。

(2) (1) の指針は、次の事項について定めるものとする。

イ 新技術補助金等のうち、(1) の政策課題の解決に資する革新的な研究開発の実施及びその成果の実用化の促進を図るために国等が当該研究開発に関する課題を設定した上で当該課題に取り組む中小企業者及び個人に対して交付すべきものの基準に関する事項

ロ 指定補助金等に係る研究開発の効果的かつ効率的な実施を促進するために必要な指定補助金等の交付の方法に関する事項

ハ 国等による指定補助金等の交付を受けて開発された物品及び役務の調達その他の指定補助金等に係る成果を利用した事業活動の支援を行うに当たって配慮すべき事項

(3) 内閣総理大臣は、あらかじめ各省各庁の長等と協議して(1) の指針の案を作成し、閣議の決定を求め、その決定があったときは、遅滞なく、(1) の指針を公表しなければならないものとし、(1) の指針の変更の場合も準用するものとする。

(4) 国等は、(1) の指針に従って、指定補助金等に関する事務を処理するものとする。

(5) 各省各庁の長等は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後、指定補助金等に係る研究開発の成果の概要を内閣総理大臣に通知するものとするとともに、内閣総理大臣は、その成果の概要の要旨を遅滞なく公表しなければならないものとする。

(6) 指定補助金等に係る成果を利用した事業活動に関する中小企業信用保険法の特例及び中小企業投資育成株式会社法の特例を措置するものとする。

#### 5 研究開発法人の追加（別表第 1 及び個別法関係）

研究開発等に係る業務等を行う独立行政法人のうち重要なものとして別表第 1 に掲げる研究開発法人に 3 つの法人（※ 3）を追加するとともに、これらの法人の個別法について所要の改正を行うこと。

※ 3 （独法）国立特別支援教育総合研究所、（独法）経済産業研究所、（独法）環境再生保全機構

#### 6 その他所要の改正を行うこと。

### 三 一般職の職員の給与に関する法律の一部改正（第 10 条の 4 第 1 項第 3 号関係）

初任給調整手当を支給する官職が必要とする知識について、「科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する高度な専門的知識」を「科学技術に関する高度な専門的知識」とすること。

#### 四 中小企業等経営強化法の一部改正

- 1 新技術補助金等及び特定補助金等に係る規定を削ること。（目次、第2条第16項及び第17項、第3条第2項第4号並びに第61条から第66条まで関係）
- 2 その他所要の改正を行うこと。

#### 五 国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部改正

- 1 「科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）」を「科学技術」とすること。（第4条関係）
- 2 その他所要の改正を行うこと。

#### 六 国立研究開発法人理化学研究所法の一部改正（第3条関係）

「科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）」を「科学技術」とすること。

#### 七 健康・医療戦略推進法の一部改正（第27条関係）

健康・医療戦略推進本部に関する事務は、内閣府において処理するものとする。

#### 八 内閣府設置法の一部改正

- 1 所掌事務の追加（第4条第1項第16号の2及び第16号の3関係）

内閣府の所掌事務として、健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策に関する事項並びに医療分野の研究開発及びその環境の整備に関する予算、人材その他の資源の配分の方針に関する事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務を規定するものとする。

- 2 特別の機関の設置（第40条関係）

内閣府の特別の機関として、科学技術・イノベーション推進事務局及び健康・医療戦略推進事務局を設置するものとする。

- 3 科学技術・イノベーション推進事務局の所掌事務（第40条の4関係）

科学技術・イノベーション推進事務局の所掌事務の範囲及び組織等を規定するものとする。

- 4 健康・医療戦略推進事務局の所掌事務（第40条の5関係）

健康・医療戦略推進事務局の所掌事務の範囲及び組織等を規定するものとする。

- 5 その他所要の改正を行うこと。

#### 九 施行期日等

- 1 この法律は、令和3年4月1日から施行するものとする。（附則第1条関係）
- 2 この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めるものとする。（附則第2条から第6条まで関係）

## 十 関係法律の一部改正

その他関係法律の一部を改正すること。（附則第7条から第9条まで関係）

### 第二 留意事項

- 1 新たに研究開発法人となる法人（以下「新研究開発法人」という。）については、この法律の施行日から科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第15条の2に規定する労働契約法の特例（以下単に「特例」という。特例の内容については下記リーフレット参照。）が適用されることとなるが、その運用に当たっては、関係法令に加え、以下の資料等を参照の上、遺漏のないように取り計らわれたいこと。
  - ・「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律の公布について」の一部改正について（平成31年3月29日文部科学省関係局長等通知）  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/1415017.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1415017.htm)
  - ・リーフレット「大学等及び研究開発法人の研究者、教員等に対する労働契約法の特例について」  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000488206.pdf>
  - ・「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第99号）附則第4条第1項及び第5条第1項の規定の解釈について」  
[https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_\\_icsFiles/afiel\\_dfile/2018/11/27/1410627\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afiel_dfile/2018/11/27/1410627_1.pdf)
- 2 改正法附則第3条第1項の経過措置は、平成25年4月1日から令和3年3月31日（改正法施行日の前日）までの間に新研究開発法人との間で開始された期間の定めのある労働契約（以下「有期労働契約」という。）について、法律の適用関係が次のようになることを明確にするために、確認的に規定したものであること。
  - ①この期間に、労働契約法第18条第1項に基づき有期労働契約を締結している者が期間の定めのない労働契約（以下「無期労働契約」という。）への転換を申し込むことができる権利（以下「無期転換申込権」という。）が生じていない場合、特例の対象となり、平成25年4月1日以降に開始した当該有期労働契約の期間が労働契約法第18条第1項に規定する「同一の使用人との間で締結された2以上の有期労働契約の契約期間を通算した期間」（以下「通算契約期間」という。）に算入されることとなること。
  - ②一方、この期間に、すでに無期転換申込権が生じている場合、特例の対象にはならず、従前の例（5年の通算契約期間）により、無期労働契約への転換申込が可能となること。
- 3 改正法附則第3条第2項の経過措置は、平成25年4月1日から令和3年3月31日までの間に新研究開発法人との間で有期労働契約（当該有期労働契約の期間のうちに



大学に在学している期間を含むものに限る。)を締結した場合における当該大学に在学している期間も、通算契約期間に算入されないことを確認的に規定したものであること。

- 4 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第24条において、研究開発法人は、内閣総理大臣の定める基準に即して、その研究開発等の推進のための基盤の強化のうち人材活用等に関する方針を作成するとともに、これを作成又は変更したときは、遅滞なく、公表しなければならないとされており、新研究開発法人においては、遺漏のないように取り計らわれないこと。

#### 【参考資料】

- ・ 科学技術基本法等の一部を改正する法律の概要
- ・ 科学技術・イノベーション創出の総合的な振興に向けた科学技術基本法等の在り方について（総合科学技術・イノベーション会議・基本計画専門調査会・制度課題ワーキンググループ報告書）
- ・ 科学技術基本法等の一部を改正する法律（本文・新旧対照表）
- ・ 科学技術基本法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆議院科学技術・イノベーション推進特別委員会）
- ・ 科学技術基本法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（参議院内閣委員会）

#### 本件連絡先

政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付

参事官（法制度改革担当）付

電 話：03-6257-1152（直通）